

松戸市民間自転車駐車場整備事業 補助金交付要綱 概要版

令和8年4月
松戸市交通政策課

制度の要旨

- 松戸市では、駅周辺の放置自転車対策として、駐輪場が不足している地域に民営の自転車駐車を整備する方を支援します。
- 対象となる整備に対して、整備費の一部を補助します。補助金の上限額は、最大1000万円です。
- 民間事業者の皆様と連携して駐輪場の整備を進めることで、駅前の放置自転車の減少を目指します。

補助対象となる方

- 土地所有者
- 民間駐輪場を設置・運営する事業者
- 商店会

共通要件

- 租税その他の公課に滞納がないこと

補助対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。

- 鉄道・バス関連事業者が整備する場合
※法令により駐輪場設置の努力義務があるため
- 松戸市自転車駐車場附置義務条例に基づき、事業者が設置義務を履行するために駐輪場を整備する場合

補助の要件

補助対象となる駐輪場

1. 補助対象地域※に設置すること。
2. 一般の方が利用できること。
3. 収容台数が自転車換算でおおむね10台以上であること

補助対象地域

(対象地域＝①に該当し、さらに②または③のいずれかに該当する地域)

①対象駅周辺であること	対象駅：松戸駅東口、松戸駅西口、北松戸駅東口、八柱駅南口、矢切駅、東松戸駅
②駅から一定距離以内であること	<ul style="list-style-type: none">・ 鉄道駅からおおむね300メートル以内・ 松戸駅はおおむね400メートル以内
③バス停から一定距離以内であること	<ul style="list-style-type: none">・ バス停留所からおおむね200メートル以内

注意事項

- ・ 条件を満たす場合でも、周辺の自転車等の放置状況や既存駐輪場の利用状況により、補助対象外となることがあります。
- ・ 申請前に必ず交通政策課へご相談ください。

補助金額の算定方法

$$\text{補助金額} = \text{基準額}^{\ast} \times 1/2 \quad (\text{千円未満端数切り捨て})$$

補助上限：1,000万円

※ 基準額は下記の表のとおり算定

駐車場の構造	整備区分	基準額
平置式	新設又は増設	以下の①、②のうちいずれか少ない額とする。 ① 補助対象経費 ② 1台当たりの整備費の基準単価5万円に収容台数を乗じて得た額
	改修	補助対象経費
立体自走式	新設又は増設	以下の①、②のうちいずれか少ない額とする。 ① 補助対象経費 ② 1台当たりの整備費の基準単価10万円に収容台数を乗じて得た額
	改修	補助対象経費
立体機械式	新設又は増設	以下の①、②のうちいずれか少ない額とする。 ① 補助対象経費 ② 1台当たりの整備費の基準単価25万円に収容台数を乗じて得た額
	改修	補助対象経費

補助対象となる駐輪場の種類と補助対象経費

駐輪場の種類

平置式

1層のみのものをいう。



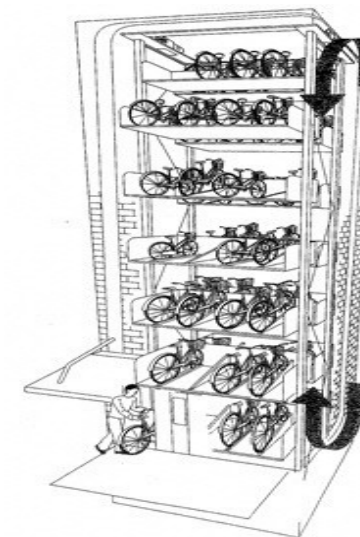
立体自走式

2層以上のもので、人力収納方式のものをいう。



立体機械式

2層以上のもので、機械収納方式のものをいう。



補助対象となる経費

補助対象	補助対象外
調査・設計費	駐輪場用地取得費
建築工事費	既存建物解体費
土木工事費	
機械設置費	

手続きの流れ

手順	申請者		松戸市
1	事前協議	⇒	内容確認
2	協議済通知書の受理	⇐	協議済通知書の送付
3	交付申請	⇒	受付・申請内容審査
4	交付決定通知の受理	⇐	交付決定通知
5	工事着手・工事完了		—
6	整備事業実績報告（工事完了後）	⇒	受付・報告内容審査
7	補助金額の確定通知の受理	⇐	補助金額の確定通知
8	補助金の交付請求	⇒	補助金の交付

交付申請は、市の予算確保後、工事着手予定日の30日前までに行ってください。

注意事項

- 補助金の交付には審査があります。
- 設置場所、料金体系、周辺の放置自転車の状況、既存駐輪場の利用状況などを確認したうえで、交付の可否を判断を行います。
- 市の予算措置には、市議会の承認が必要です。希望するスケジュールに間に合わない場合がありますので、余裕をもってご相談ください。
- 工事着手前に、必ず交付決定通知を受けてください。

交付決定後の主な条件

補助金の交付決定を受けた後は、次の条件を守る必要があります。

1. 事業の内容を変更しようとする場合は、事前に市の承認を受けること。
2. 事業を休止し、又は廃止する場合は、事前に市の承認を受けること。
3. 整備完了後は、次の表の期間以上、一般の方が利用できる駐輪場として継続して運営する必要があります。

ただし、災害、施設の補修その他やむを得ない事由がある場合は除きます。

補助金交付決定額	継続期間
300万円未満	3年
300万円以上 500万円未満	5年
500万円以上 700万円未満	7年
700万円以上	10年

交付の取消しについて

補助金の交付決定後、次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取消することがあります。

1. 駐車場を継続して一般の利用に供することができなくなったとき
2. 補助対象駐車場の収容台数が減少したとき

- 取消し金額は、補助金交付決定額、一般の利用に供した期間、収容台数の減少割合に応じて算定します。
- ※詳細な算定方法は、要綱第16条に基づき個別に確認します。

参考：要綱第16条に基づく取消し金額表

駐車場を継続して一般の利用に供することができなくなったとき

補助金交付決定額	一般の利用に供した期間	取消し金額
300万円未満	1年未満のとき	補助金交付決定額の全額に相当する額
	1年以上2年未満のとき	補助金交付決定額の2分の1に相当する額
	2年以上3年未満のとき	補助金交付決定額の3分の1に相当する額
300万円以上 500万円未満	3年未満のとき	補助金交付決定額の全額に相当する額
	3年以上4年未満のとき	補助金交付決定額の2分の1に相当する額
	4年以上5年未満のとき	補助金交付決定額の3分の1に相当する額
500万円以上 700万円未満	5年未満のとき	補助金交付決定額の全額に相当する額
	5年以上6年未満のとき	補助金交付決定額の2分の1に相当する額
	6年以上7年未満のとき	補助金交付決定額の3分の1に相当する額
700万円以上	6年未満のとき	補助金交付決定額の全額に相当する額
	6年以上8年未満のとき	補助金交付決定額の2分の1に相当する額
	8年以上10年未満のとき	補助金交付決定額の3分の1に相当する額

参考：要綱第16条に基づく取消し金額表

補助対象駐車場の収容台数が減少したとき

補助交付決定額	一般の利用に供した期間	取消し金額
300万円未満	1年未満のとき	補助金交付決定額の全額に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
	1年以上2年未満のとき	補助金交付決定額の2分の1に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
	2年以上3年未満のとき	補助金交付決定額の3分の1に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
300万円以上 500万円未満	3年未満のとき	補助金交付決定額の全額に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
	3年以上4年未満のとき	補助金交付決定額の2分の1に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
	4年以上5年未満のとき	補助金交付決定額の3分の1に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
500万円以上 700万円未満	5年未満のとき	補助金交付決定額の全額に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
	5年以上6年未満のとき	補助金交付決定額の2分の1に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
	6年以上7年未満のとき	補助金交付決定額の3分の1に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
700万円以上	6年未満のとき	補助金交付決定額の全額に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
	6年以上8年未満のとき	補助金交付決定額の2分の1に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額
	8年以上10年未満のとき	補助金交付決定額の3分の1に相当する額に、補助金交付決定時の収容台数から減少した分の収容台数を補助金交付決定時の収容台数で除した割合を乗じて得た額